平成２４年（フ）第１３７号
宮崎県都城市一万城町３号８番地
債務者　中島　淳子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県奄美市笠利町大字手花部353番地１
債務者　又野紀美子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第９７号
鹿児島県出水市文化町99番地、前住所鹿児島県伊佐市大口目丸619番地５
債務者　山上しおり
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
鹿児島県出水市高尾野町江内6276番地44、前住所愛知県東海市名和町欠下55番地１　４―Ｈ
債務者　中島　勝徳
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
鹿児島県薩摩川内市宮里町2136番地５　宮里城住宅１号棟42号室、前住所鹿児島県大口市里1564番地５
債務者　岩田　文男
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
鹿児島県薩摩川内市百次町1897番地７、前住所鹿児島県薩摩川内市水引町4882番地　草道下住宅４号棟20号室
債務者　大塚エリナ
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
沖縄県石垣市字真栄里409番地１　コーポうりずん103号
債務者　田多　良弘
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第８２号
石川県小松市園町ヌ57―１　アネックスM、住民票上の住所石川県小松市園町ヌ62番地１
債務者　片桐　久枝
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１９４号
長野県須坂市墨坂１丁目13番５号　レオパレスマリンズＭＡＹＵ102号室
債務者　成合　　学
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
福島県郡山市大平町字館田85番地の77
債務者　武田　俊之
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
神戸市垂水区学が丘４丁目７番２号
債務者　道永　　宏
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４２号
神戸市東灘区魚崎南町４丁目14番１―304号
債務者　松井　厚子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５８号
神戸市中央区元町通６丁目８番６―1202号
債務者　高田　健二
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１３号
神戸市垂水区瑞ケ丘７番11―305号
債務者　今田美谷子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５号
兵庫県篠山市乾新町22番地
債務者　畑　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
青森県五所川原市金木町朝日山239番地
債務者　櫛引千恵子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
神奈川県三浦市向ケ崎町17番29号
債務者　川名　義人
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部